

ツシヤマネコ保護増殖事業実施方針改定案に関する意見募集結果と回答

番号	意見の内容	該当箇所	件数	回答
1	2?1はH27改定版の「保護の必要性」から「保全の必要性」へと変更になっていますが、ここのみ「保護」となっています。どのように使い分けているのか、同義なのか、なぜ変更したのかという説明とともに「保護」と「保全」の定義用語集に追記すべきだと思います。 【理由】「保護」から「保全」に変更された理由や使い分けが不明だから。	4ページ19行目	1	「保護」は自然を中心に手を加えることなく守っていくこと、「保全」は人間が中心になりある程度手を入れながら管理していくこととの意味合いがあります。本実施方針では、ツシヤマネコの種の保存という意図で一部において「ツシヤマネコの保護」という表現を使用しているほか、「保護増殖事業」、「保護林」、「鳥獣保護法」のように、「保護」という書きぶりを含めた表現が既に定着している場合は、引き続きその表現を尊重して使っています。事業内容全体としては、その生息地や周辺環境を含めた整備や交通事故対策等、行政や各関係者が直接的に手を加える事実行為も存在するため、よりの確な表現として意識的に「保全」という表現を使用しているものです。ご指摘を踏まえ、一部表現の変更が不十分な箇所について修正を行います（「保護」→「保全」）。また、変更の経緯（意図）について用語集に注釈として記載いたします。
2	広域的には2000年代以降の生息密度に有意な変化は見られなかったとしていますが、その根拠を示す必要があると思います。 【理由】図7とH27年度改定版の図6（密度分布図）を比較すると、密度指数区分の高い地域が増えているように見えます。なぜ全体としては変わらないという結果になるのかがわかりません。	7ページ5行目	1	H27年度改定版の図6（密度分布図）と本実施方針の図7は密度指数の区分方法が異なるため、両者を単純に比較することはできませんが、今回の評価にあたっては、前回調査時の結果について（今回の区分方法に基づき）再評価し、その結果と今回調査の結果を比較したうえで、ツシヤマネコ保護増殖検討会等における報告や専門家の意見を踏まえ広域的（上島全体）には生息密度に有意な変化は認められなかったと評価しています。 ＜参考＞ ・環境省九州地方環境事務所ホームページ 最新のツシヤマネコ生息状況等調査（第五次調査）の結果概要について http://kyushu.env.go.jp/pre_2020/327.html ・自然環境研究センター、2020、平成31年度ツシヤマネコ生息数等推定調査業務報告書－ツシヤマネコ第五次生息状況調査結果等－。
3	江戸後期から徐々に耕作地面積が減っているような書き方ですが、不正確ではないかと思います。 【理由】昭和30年代が最も高く、その後減少しているという統計結果だと思います。	12ページ8行目	1	御指摘を踏まえ、以下の修正を行います。 【修正】 水田、畑、草地はツシヤマネコの餌環境として重要な場所であるが、1788年（江戸後期）頃から1975年（昭和50年）頃まで2,500ヘクタール前後あった対馬の耕作地面積は、現在1/3程度に減少している。 ＜参考＞ ・長崎県統計年鑑（農家人口及び農家の経営する土地を参照） ※年度により集計単位（畝、反、ヘクタールなど）が異なるため集計時は単位統一が必要。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/toukeijoho/kankoubutsu/nenkan/ ・農林水産省ホームページ 対馬市基本データ http://www.machimura.maff.go.jp/machi/contents/42/209/index.html ・長崎県ホームページ つしま百科（第7章農業参照） https://www.pref.nagasaki.jp/object/koho-object/kennohakkobutsu/235558.html
4	「禁止狩猟」は「禁止猟法」ではないでしょうか。 【理由】誤字と思われたので。	12ページ下から3行目	1	御指摘を踏まえ、以下の修正を行います。 【修正】 禁止猟法

5	達成時期がH27改定版と同じ5年後、15年後、30年後になっていますが、中期や長期は達成目標も大きく変わっていないので、年数を経た分短くすべきと思います。また、生物多様性国家戦略では2030年や2050年を区切りとしているので、これらの上位計画との整合性を取るべきなのではないかと思います。 【理由】H27改定版では長期目標の達成時期を2044年度にしていますが、達成目標の内容が同じにもかかわらず今回の改定案では2051年になっています。最終目標の達成はさらに先という想定であれば2050年の達成は困難という目標設定になり、上位計画との整合性が取れていないと思います。	14ページ5行目以降		短期目標（具体的な目標）については、全島的な生息状況調査を実施し、その結果をもとに達成状況について評価しています。一方で、種の保存法に基づくツシヤママネコ保護増殖事業は、現状では期限の設定がなされているものではありません。実施方針の見直し（概ね5年毎）に当たっては、現時点での生息状況の推移と保護対策の進捗状況や評価結果を踏まえて、あらためて短期、中期、長期目標を検討し設定しております。なお、生物多様性国家戦略については、本事業の直接的な上位計画ではありませんが、今後も整合性は確保してまいります。
6	最終目標の「自然状態で安定的に存続できる状態」とはどういう状態を指すのか、具体的に記載したほうがよい。 【理由】H27改定版では「自然状態で安定的に存続できる状態」を「積極的な保護対策をしなくても安定して生息する状態」ととらえることが記載されていましたが、これがなくなり、最終目標が以前より具体化されどころかもとに戻って不明確になったと思います。	15ページ下から3行目		1 現行の実施方針では「積極的な保護対策をしなくても安定して生息する状態」としていましたが、「積極的な保護対策をしなくても」の表現が環境省及び関係機関がツシヤママネコに対する保護対策を全く行わなくなるような誤解を招く可能性があるとの意見を受け、専門家委員会等における議論をふまえ、「自然状態で安定的に存続できる状態」との表現に変更しました。なお、最終（到達）目標（「自然状態で安定的に存続できる状態」）について、具体的な定量的・定性的な目標の設定等に向け、引き続き必要なデータ収集と検討を進めていきます。
7	基本的な考え方と基本的な進め方が明確に区別できるように記載すべきと思います。 【理由】その下にある7つの項目は、概要編の基本的な進め方に記載されています。基本的な考え方が何を指しているのかわかりませんでした。	18ページ3行目		1 ここでの「基本的な考え方」と「基本的な進め方」は同意であるため表現を統一し、「基本的な考え方」という記載を「基本的な進め方」に変更します。 【修正案】 各種保護対策は、以下の様な基本的な考え方にしたい、事業全体の状況や変化等を総合的に見据えて実施するものとする。
8	生息環境の保全、改善については、15ページ9行目には中期目標として上島南部及び下島北部の生息環境の改善を行うことが記載されており、そのための対策を記載すべきと思います。 【理由】15年後にこれらを達成するためには今から取り組みが必要なのではないかと思います。特に森林環境などについては長期の取り組みが必要になると思いますので、そのような想定が必要だと思います。	20ページ5行目		1 中期目標の達成につなげるための短期目標（具体的な目標）として、生息密度に対する制限要因の解明及び下島での分布の拡大等を目指すことを挙げています。また、各種保護対策に記載のとおり、引き続き環境配慮型農法や持続可能な森林管理の推進を図り、良好な生息環境の保全、改善に努めつつ、制限要因の解明を行い、生息環境として改善すべき事項等を抽出・精査のうえ、必要な対策を行うことで個体の移動分散・定着につなげていく所存です。
9	60ページ最下行から61ページに記載されている国有林の保護林についても記載すべきではないでしょうか。 【理由】林野庁は保護増殖事業計画の策定主体で、かつ本実施方針を取りまとめた協議会の一員でもあるので、その記載がないのは不自然だと思います。	20ページ13行目		1 国有林野事業の保護林制度については、「関連機関（制度）との連携」の中で森林法（国有林）として内包されており、関連する法令・計画等を「6-7. 関係法令・計画等」に掲載しています。 なお、すべての関連制度を記載することは冗長になることから、主だった所管制度を記載しているものになります。

10	イノシシは根絶まで、シカは生態系への影響が少ないとされている3500頭まで、できるかぎり早く駆除することが望ましいと考えます。 【理由】食害により野山が痛々しいまでに荒れています。ヤマネコの生息環境を守り、植物相を再生し、住民のみなさまに安心して農林業に携わっていただけるよう、急いで駆除を進めることが大事だと思います。駆除に時間がかかると繁殖とのいたごっこになり、労力、費用、奪わなければならない命も多くなります。 野山が豊かになり、ヤマネコが元気に暮らし続けられるよう、対策が進むことを願っています。	P23 ⑦ニホン（ツシマ）ジカ・イノシシ対策	1	対馬では、関係機関の協働による効果的なシカ対策を実現するためのプラットフォームとして、平成30年3月に「対馬ニホンジカ戦略会議」が設立され、令和元年度には農林業や生態系への被害の軽減等を目的として「対馬ニホンジカ管理計画」を策定し、関係機関が連携・協働し、捕獲等の各種対策を進めています。 また、イノシシについても、シカ対策と連動した有害鳥獣捕獲等の取組を行っています。 特に、国指定鳥獣保護区内においては、植生や餌動物への影響調査や効果的な捕獲手法の検討、防除柵の設置などの事業を大学等の研究機関と連携して実施し、対馬におけるニホンジカ・イノシシ対策のモデルを目指すことを本実施方針の中でも明記しています。 この他、捕獲従事者の育成や普及啓発活動、技術向上支援、専任ハンターの導入に向けた検討なども関係各所において進められており、これらの取組を通して、ツシマヤマネコの生息位置を含む、対馬の自然環境保全に努めていく所存です。
11	飼育下個体群の確立と維持については、本実施方針よりも飼育下個体群管理方針の方が上位計画のように見えます。この方針に基づいて飼育下個体群管理方針ができるものと思うので、書き方を改めた方がよいと思います。 【理由】52ページの実施検討体制の図を見ると、本実施方針を検討する保護増殖検討会が最上位で、そこから議題を与えられた生息域外保全委員会が飼育下個体群管理方針を検討しているのではないかと思います。	24ページ下から8行目	1	御指摘を踏まえ、以下の修正を行います。 【修正】 生息域外保全では、当面以下の項目を目的として、遺伝的多様性を保持した飼育下個体群を管理する。なお、詳細はツシマヤマネコ飼育下個体群管理方針【資料編6-4】で定める。
12	ホームページというのが誰の何を指すのか明示したほうがよいと思います。また、情報発信の仕方（具体的なサイトと役割分担）を整理したほうがよいと思います。 【理由】対馬野生生物保護センターのHPには、今回の意見募集についての情報は掲載されていませんでした。対馬野生生物保護センターは保護増殖事業の拠点施設なのであれば、最新の情報やこれまでの情報をまとめたサイトを維持管理すべきと思います。既にあるのであれば、資料編に記載して欲しいと思います。	29ページ12行目および63ページ	1	p.63「ツシマヤマネコ情報サイト」に記載のあるとおり、対馬野生生物保護センターや対馬市等の行政機関のホームページに加えて、ツシマヤマネコに関係する団体など幅広い主体による多角的かつ柔軟な情報発信を想定しています。ご指摘を踏まえ、以下の修正を行います。 対馬野生生物保護センターの情報発信についてはご指摘を踏まえて、普及啓発を強化していく所存です。 【修正】 また、広くツシマヤマネコの保護に協力を得るために、対馬野生生物保護センターホームページ等による情報発信や生息域外保全事業に参加している動物園での行事の開催等の取組を行い、国内外に向けての普及啓発や情報発信についても引き続き行う。
13	個々に必要な対策をどのように実施するのかという行動計画も重要ですが、全体のロードマップ、行動計画（アクションプラン）が必要だと思います。それをどうするかを記載すべきと思います。 【理由】個々の計画を立てるためには全体の計画がより具体的にあった方が効果的だと思います。	30ページ9行目	1	ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針がツシマヤマネコの保全に関するロードマップ及び行動計画にあたります（p19 図9もご参照ください）。 各種保護対策の行動計画の目標は、「今後5年間で重点的に取り組む事項」にあたり、各種保全対策の項目に関する行動計画内容については、本実施方針には記載しません。 行動計画について、「対馬ニホンジカ管理計画」のように策定済みのものもある一方で、イエネコ対策のように未策定のものもあります。P30の「④行動計画の策定」とおり、優先的に実施する事項を念頭に順次行動計画を策定する所存です。

14	H27改定版にも達成状況の評価結果に応じてと書かれており、その評価結果を示すべきと思います。 【理由】何をどう評価して今回の改定に至ったのかが見えないため、用語集の「順応的管理」には説明責任を果たす義務も必要になると書かれており、その対応が必要と思います。	37ページ4行目	1	最新の生息調査状況調査の結果から、個体数の減少傾向が止まったと考えられ、現行の実施方針（平成27年度改定版）の短期目標としていた「個体数の減少を食い止める（絶滅危惧ⅠB類へダウンリストされる）」について、取組の一定の成果があったものと考えております。 また、各事業項目の達成状況について、生息域内保全委員会や生息域外保全委員会をはじめとした各種委員会等において報告及び議論・確認をした上で本実施方針の改定を行っており、それぞれの対策実施事項や達成状況については各種媒体で積極的に発信をしていく所存です。 【参考】 ・環境省九州地方環境事務所ホームページ 最新のツシマヤマネコ生息状況等調査（第五次調査）の結果概要について http://kyushu.env.go.jp/pre_2020/327.html
15	14ページ4行目の「保護増殖事業のあり方について」や27ページ下から7行目の「野生復帰に関する基本的な考え方」も資料編に掲載すべきと思います。 【理由】これらに基づいて本実施方針が定められるのであれば、保護増殖事業計画同様に参照できるようにしておくべきと思います。	38ページ以降資料編	1	ご指摘をうけ、「保護増殖事業のあり方について（令和2年3月31日 環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室）」及び当該資料の関連する告示として「希少野生動植物種保存基本方針（平成30年4月17日環境省告示第38号）」を資料編に掲載します。 「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方（平成23年3月）」については、野生復帰技術開発において今後5年間で重点的に取り組む事項となっている「第2次ツシマヤマネコ野生復帰技術開発計画」策定の中で資料として掲載することを検討します。
16	生息推定数に対して保護や事故等での個体数が多い気がしますが、推定方法の精度はどれくらい信用できるのでしょうか。		1	ツシマヤマネコの個体数推定は、痕跡調査で採集された糞の情報を基に成獣の生息数を推定しています。この推定方法では、糞の数と生息数の関係を定住している成獣個体が特定できている地域において観察された糞の数のデータから算出しているため、定住している成獣のみの個体数が推定されていることになります。 また、生息数推定では、単一の手法による確実な推定は困難であることや過去の推定値との比較ができることも考慮して、回帰式と平均値の2通りの計算方法を用いるとともに、推定誤差の範囲として95%信頼区間を示しているところです。 一方で、ツシマヤマネコの生息状況についてはまだ不明な点も多く、今後、モニタリング調査の強化や推定方法の改善を通して、生息数の推定精度向上に努めていく所存です。 なお、ご質問いただいた交通事故や保護による収容個体には、推定個体数にはカウントされていない幼獣や亜成獣が多く含まれています。
17	取り組みについては対馬の産業にプラスになるようなものであってほしい。		1	ツシマヤマネコの保全は対馬の生態系全体の保全にもつながるとともに、そのための取組を通じ、対馬の個性や自然、歴史的・文化的価値の再認識や自然・観光資源としての活用など、個性的で魅力ある地域づくりへの展開も期待されるものです。 ツシマヤマネコなど対馬に生息する希少野生動植物種やその生息環境の保全には、広く島内外の多くの方々のご理解とご協力が不可欠であり、地域産業との連携も必要となりますので、ツシマヤマネコと共生する地域社会づくりや島内外での普及啓発・環境教育活動などを通じ、自然と共生する持続可能な地域産業の形成と、対馬の豊かな自然環境及び生物多様性の保全に資する取組の推進を図ってまいります。
18	野生復帰の取り組みの放映を見ました。施設もできて順調に進んでいるのであれば、早く進めていただくのが対馬のニュースにもなる。		1	飼育下繁殖個体の野生復帰については、ツシマヤマネコの絶滅のリスクが完全になくなることはないことから、保全施策の選択肢の1つとして位置づけています。このため、野生復帰が必要な場合に備えて、飼育下で繁殖した個体を野生復帰させることが可能となるような技術開発及び体制の構築を目的とした野生復帰技術開発に取り組む必要があります。現在は、「第1次ツシマヤマネコ野生復帰技術開発計画」に基づいて、ツシマヤマネコ野生順化ステーション内において飼育下繁殖個体が野生下での生存に必要な能力を引き出すことを目標とした野生順化訓練の開発等を進めています。今後は、これまで得られた知見を踏まえて、イヌや車などの野外での危機を回避する訓練の開発や試験的な放獣の実施等についても詳細な検討を行い、「第2次ツシマヤマネコ野生復帰技術開発計画」を策定する予定です。なお、野生復帰の実施にあたっては、野生個体群や生態系等への影響が考えられることから、評価項目や評価基準を今後検討していく必要があります。